

国立大学法人東京医科歯科大学グローバル人材育成推進事業 外部評価委員会要項

平成25年3月1日
グローバル人材育成推進事業
推進委員会委員長制定

(設置)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学グローバル人材育成推進事業の評価を行うため、国立大学法人東京医科歯科大学グローバル人材育成推進事業外部評価委員会（以下「評価委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 評価委員会は、事業の実施・達成状況を評価し、改善にむけての提言を、グローバル人材育成推進事業推進委員会（以下「推進委員会」という）に対して行う。

(組織)

第3条 評価委員会は、グローバル人材育成に広い知見を有する専門家その他の有識者の中から、推進委員会委員長が委嘱した学外者をもって組織する。

- 2 委員は8人以内とする。
- 3 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 国立大学法人東京医科歯科大学グローバル人材育成推進事業アドバイザーが、評価委員会構成員の半数を超えてはならない。
- 5 委員の委嘱の期間は、原則として3年とし、再任を妨げない。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 評価委員は、任務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、評価委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務その他評価に必要な事務は、統合国際機構事務局国際交流課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、評価委員会の運営等に関し必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日制定）

この要項は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。